

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議会議長	高橋善明
議書記	木野村幸子
議書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
 第二 会期の決定
 第三 諸般の報告
 第四 行財政改革問題に関する事務調査について
 （行財政改革問題特別委員長報告）
 第五 議案第五十三号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任
 同意について
 （町長提出）
 第六 報告第四号 専決処分報告について（議会の委任による専決処分）
 （町長提出）
 第七 議案第五十四号から議案第六十五号一括上程
 議案第五十四号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 （町長提出）
 議案第五十五号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について
 （町長提出）
 議案第五十六号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条

参事兼環境農政課長	大平喜義
参事兼税務課長	高橋勉
総務課長	村木俊文
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	北村孝則
上下水道課長	豊田晃
教育課長	奥野政興
収納課長	西口清敏
会計室長	渡辺雅尚

例制定について (町長提出)

議案第五十七号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)

議案第五十八号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について (町長提出)

議案第五十九号 もとす広域連合規約の変更について (町長提出)

議案第六十号 物品売買契約の締結について(地上デジタルチューナー内蔵デジタルテレビ) (町長提出)

議案第六十一号 物品売買契約の締結について(教育用コンピュータ) (町長提出)

議案第六十二号 物品売買契約の締結について(デジタル変調器・ブルーレイHDD・VHSデッキ等) (町長提出)

議案第六十三号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算(第六号)を定めるについて (町長提出)

議案第六十四号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を定めるについて (町長提出)

議案第六十五号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を定めるについて(町長提出)

第八 議案第六十六号 北方町議会基本条例制定について (議員提出)

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第八まで

午前九時三十三分 開会

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

新政権が発足しまして三カ月が過ぎたところでございますけれども、四百四十七件に上ります事業仕分け作業が終わりまして、ぼつぼつと方針を固めてきたようではございますけれども、政権公約としておりました例の暫定税率廃止については、これは名目を変更するというような形で進められておりますし、子供手当についても、所得制限を設けようかというような動きが出てまいりましたところであります。私どもに一番影響します地方交付税につきまして、いまだ定まっておられませんけれども、一応、概算要求としては昨年度よりも一兆一千億円の増額を総務省の方が要求しておりますが、果たして財務省の方がオーケーと言うかどうか、注目してまいりたいと存じます。

昨日から大変寒くなりました。きょうは全員の御出席をいただきます。またことになりました。ただいまから定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年第八回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において五番福井裕子君及び六番立川良一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から十二月二十二日までの五日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から十二月二十二日までの五日間に決定をいたしました。

日程第三 諸般の報告

一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長。

一、町長 おはようございます。

第八回の定例会が開催をされまして、議員の皆様方には全員の御出席をいただくことができましたことを厚く御礼を申し上げます。と思います。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

一件ございまして、平成二十一年第二回の岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合の定例会が、過ぐる十月三十日に開催されました。その内容について御報告を申し上げますと存じます。

まず、議長選挙がございまして、これは恒例によつて岐阜市議会議長の林政安氏を指名推選したところでございます。

議案第二号として、平成二十年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合の一般会計の歳入歳出決算の認定について提案がされました。歳入総額は一億千四百七十三万七千七百七十二円でございます。これに対する歳出総額は九千八百五十二万八千八百円でございます。したがって、その差し引き千五百九十九万四千五百七十二円は、全額次年度への繰り越しという形になっておるところでございます。

歳入の主なものにつきましては、市町の負担金が五千八百四万四千円でございます。このうち、本町北方町が負担をいたしま

す金額は百六十三万四千円でございます。このほかには、県の支出金として千六百六十四万二千八百三十九円、雑入として二百六十七万四千四百三十三円、繰越金として千五百一十九万三千五百四十四円、寄附金が百五十万ございまして、あと使用料で百十四万九千八百八円という歳入があったことになっております。

歳出につきましては、総務費で二千二百四十二万七千二百六十六円、民生費で七千五百六十八万二千五百二十円、議会費として三十二万七千五百五十四円が支払われておりました。

この報告がございまして、全員異議なく承認をされましたことによつて、平成二十年度の一般会計決算というものが認定をされたところでございます。以上であります。

一、議長 次に、事務局より例月出納検査の結果、本巢消防事務組合議会、西濃環境整備組合議会、配付物の関係などの報告をいただきます。事務局長。

一、議会事務局長 それでは、九月定例会以後の報告をさせていただきます。

十月二十日、十一月十八日及び十二月十六日に現金出納事務全般について例月出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び各基金ともに記載金額が正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、行政監査の結果についてであります。

十月十四日、物品購入及び工事(修繕を含む)に関して、発注から支払いまで確認手続及び管理等について適正に行われているか、財産収入等に関して、収入手続の確認及び管理等について適正に行われているか、各種台帳等は整備されているかを主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項について関係書類等の調査及び担当者から説明を求め、監査した結果、事務の管理状況はおおむね適正であると認められるが、物品購入等の支出事務、財産収入事務について十分な検討が必要との報告がありました。

次に、随時監査の結果についてであります。

十一月十一日、納税義務者、課税客体等は的確に把握され、申告納税に伴う手続は適正に行われているか、台帳、帳簿、証拠書類等は整備・保存され、その記帳は適正に行われているか、滞納者の実態は十分把握され、滞納の状況と理由は明確に把握し記録されているか、督促は適時適正に行われているかを主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、関係書類等の確認、照合及び担当者から説明を求め監査した結果、おおむね適正に処理されているが、税の公平性確保、賦課及び徴収事務の問題点を十分に把握して、必要な見直しと改善を行うとともに、各税の収納率低下傾向の現状をかんがみ、事務処理体制、滞納対策について十分検討が必要との報告がありました。

続いて、本巢消防事務組合についてであります。

十一月九日、平成二十一年第三回本巢消防事務組合議会定例会が開催されました。

最初に議長選挙が行われ、本巢市の遠山利美氏が議長に当選されました。

議案第九号は、平成二十年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額七億千八百七十五万九百五十三円、歳出総額六億七千四百九十九万五千七百九十八円で、差引残額四千七百二十五万五千五百五十五円となり、平成二十一年度へ繰り越し、原案のとおり認定されました。

次に、西濃環境整備組合についてであります。

十一月二十四日、平成二十一年第二回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

最初に選第一号、議長選挙が行われ、大垣市の野村弘氏が議長に当選されました。続いて選第二号は、副議長選挙が行われ、大垣市の中沢清子氏が副議長に当選されました。

認第一号は、平成二十年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額十七億七千三百四十五万二千八百二十六円、歳出総額十七億千七百五十六万四千四百七十七円で、差引残額七千二百二十七万七千七百七十九円となります。このうち四千万円が基金に積み立てられ、残り三千二百二十七万七千七百七十九円が平成二十一年度へ繰り越し、原案のとおり認定されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

十月九日、第六十回定期総会が県民ふれあい会館で開催されました。

最初に自治功労者表彰が行われ、特別表彰、在職二十五年以上ですが二名、一般表彰（在職十二年）一名が表彰されました。また、会務の報告等もありました。総会終了後、正副議長研修会が行われ、保母武彦島根大学名誉教授により「活力ある地域づくりと町村議会の役割」と題し講演が行われました。

十月二十六日、第三回評議員会・郡町村議会議長会会長会が開催され、全国優良町村議会表彰の推薦は、坂祝町議会を推薦することに決定されました。また、郡町村議会議長会会長会では、政権交代に伴う今後の対策に対する意見、岐阜県行財政改革についての意見交換を行いました。

十一月十一日、第五十三回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催されました。今回は、全国町村議会議長会創立六十

周年記念式典が行われ、特別表彰（議員在職三十年以上）に当町の田中五郎議員が表彰されました。大会終了後に、養老孟司東京大学名誉教授による「養老先生のニッポン解剖」と題し特別講演が行われました。

十二月二日、第四回評議員会・郡町村議会議長会が開催されました。平成二十二年度の事業、会費等について審議され、会費総額は六百万円で、北方町は三十五万二千四百円です。原案のとおり承認されました。また、岐阜県町村議会実態調査集計結果の報告もありました。

続いて、配付物の関係であります。

就学援助制度の拡充、高校授業料の無償化、給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の決議を求める陳情、憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことを再確認する陳情、木材の利用促進に関する要望書、それぞれの写しを配付しておきました。また、閉会中の継続調査となっておりました行財政改革問題特別委員会の報告書についても写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局で保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

一、議長 これで諸般の報告を終わります。

日程第四 行財政改革問題に関する事務調査について

一、議長 日程第四、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題といたします。

行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。田中五郎君。

一、十番 田中五郎君 ただいま議題に上がりました行財政改革問題

特別委員会の御報告をさせていただきます。

ただいまの事務調査についてでございますが、来る十二月七日に委員会を開催させていただきました。その調査について、これから御報告をさせていただきます。

まず、北方町行政改革大綱の目標期間の延長についてであります。「平成十七年度から二十一年度までの五年間」を、「平成十七年度から二十二年まで」の六年間に変更するものであります。よって、北方町行政改革実施計画の期間については、平成二十二年までいたしました。

続いて、平成二十二年度以降の事務事業の見直しについてであります。行政改革調査の検討課題二十四項目の今後の方向等、また平成二十一年度予算影響額が発生している項目について、特に介護慰労金支給事業の二十一年度支給額三千円を二十二年まで延長することに、審議の結果、決定いたしました。よって、今申し上げました三項目について、事務調査の結果を報告させていただきますました。

なお、今後とも引き続き閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第七十一条の規定により申し出をいたします。よろしく願います。

一、議長 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

一、議長 御異議なしと認めます。委員長の報告のとおり了承することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま委員長からの申し出のとおり、さらに閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

一、議長 御異議なしと認めます。委員長からの申し出のとおり、さらに閉会中の継続調査することに決定をいたしました。

日程第五 議案第五十三号について

一、議長 日程第五、議案第五十三号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第五十三号でお願いいたします北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、御提案を申し上げます。

北方町固定資産評価審査委員に現在御就任をいただいております田口紀子さんの任期が、平成二十二年二月十四日をもって満了となりますので、引き続きの選任をいたしたいと思っております。御同意をお願いするものでございます。田口さんは、県立岐阜商業高等学校経理課を御卒業の後に、金融機関にお勤めになられました。この間、税理士資格及び行政書士の資格を取得されまして、現在、税理士と行政書士の事務所を北方町内でお持ちでございます。平成十九年からこの審査委員に御就任をいただいておりますので、適任かと思っておるわけでございます。なお、生年月日はお示ししておりますとおり、昭和三十七年九月九日生まれでございます。住所は本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目二六番地の一でございます。御同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

一、議長 提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。ございませんか。

(質疑なしの声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第五十三号 北方町固定資産評価

審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は同意することに決定をいたしました。

日程第六 報告第四号について

一、議長 日程第六、報告第四号 専決処分報告について(議会の委任による専決処分)を議題といたします。

報告を求めます。町長。

一、町長 報告第四号でございます。専決処分の報告をさせていただきます。町長。

この事件は、自治法の百八十条一項の規定によりまして、町長の専決事項としての指定を議決されているものと解しまして、専決処分をさせていただいたものでございます。内容は、平成二十一年十月十八日午後三時ごろに、北方町北方二二六一番地の五で、俵町子ども遊園に設置の北方町略図看板が強風によりはがれ落ち、付近に駐車中でありました瑞穂市本田八〇〇番地三の高橋佑介所有のトヨタチェイサー(岐阜三〇一六九三七)に接触をして、右側面部等を破損したので、町は同人と和解をして、その損害を次のとおり賠償することとしたものでございます。

賠償金額といたしましては、十一万二千五百円ということになりました。なお、この金額につきましては、当町で加入をいたしております自動車保険をもって処理させていただくということになるわけでございます。よろしくお願いいたします。

一、議長 以上で報告を終わります。

日程第七 議案第五十四号から議案第六十五号までについて

一、議長 日程第七、議案第五十四号から議案第六十五号までを一括

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、五十四号から議案を順次説明をさせていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

まず、議案第五十四号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これは、北方町職員給与に関する条例の一部を改正するわけでございますが、その内容は、条例中の別表第一（第三条）関係を、従来の六級制度から七級制度に改めようとするものでございます。

次に、議案第五十五号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。個人の住民税及び固定資産税の納期前の納付に係る前納報奨金制度を平成二十二年度から廃止するために、条例改正を行うものでございます。

この制度は、税収の早期確保と納税意欲の向上等を目指して昭和二十五年に創設をされたものでございますが、長年にわたって納税者の御協力をいただいております。政策的な目的は達成をされたものと判断をいたしております。また、一方で、給与所得者等特別徴収のためにこの制度が適用されないケースもあるわけでございます。そういう意味では、ある意味不公平感があったわけでございますが、今日のように厳しい財政事情の中で、町の行政改革の一環としても、この方法によって経費節減を図りたいと考えて、このたび廃止ということにさせていただくことにしたわけでございます。よろしくお願いをいたします。

議案第五十六号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。北方町国民健康保険税条例のうち、第十二条第一項に定められておる九期にわたる納期回数、

納税者の便宜を図る観点から、第一期から第十期までに改めようとするものでございます。

議案第五十七号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これは、現行、一カ月経過までは年七・三％で、それ以降については年一四・六％の延滞税を賦課することといたしておりますけれども、これを三カ月までは年七・三％の率に軽減をして改めようとするものでございます。

続きまして、議案第五十八号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてでございます。これは、総務省の広域行政圏計画策定要綱によりまして、都道府県知事が圏域を設定し、その圏域ごとに一部事務組合や、あるいは協議会等による組織の設置が義務づけられておったわけでございますが、その要綱がこのたび廃止をされたことによりまして、この協議会を廃止するものでございます。

なお、その後話し合いが行われまして、来年四月一日をもって、新たに任意の組織として岐阜地域広域圏協議会として六市三町の構成で発足することといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第五十九号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。もとす広域連合の衛生施設と療育施設の特別会計を廃止して、一般会計に編入したことによりまして、市町の負担金の分布割合を定めた事務区分の変更が必要となったので、規約の一部変更をするものでございます。

議案第六十号でございます。物品売買契約の締結についてでございます。これは御案内のとおり、国の経済政策等がありまして、教育関係の備品等を購入することといたしたものでございます。

このたび、次のとおり契約が成立をいたしましたので、その締結についてお願いをするものでございます。

まず契約の目的でございますが、地上デジタルチューナー内蔵デジタルテレビを購入させていただこうというものでございまして、そのテレビの種類につきましては、三十二型液晶テレビ八十四台、四十二型液晶テレビ三十台、五十二型液晶テレビ四台ということになりました。契約の方法としては、指名競争入札の制度を採用させていただきました。その結果、契約金額一千九十五万九千九百円で、契約の相手として、本巢郡北方町朝日町三丁目一八番地のクミタデンキ、汲田利男と契約をすることとさせていただいております。なお、この納期につきましては、本契約締結の日から平成二十二年二月二十六日までというふうにさせていただいております。

議案第六十一号、同じく物品売買契約の締結でございますが、これも今六十号と関連のあるものでございますが、その内容につきましては、教育用コンピュータを購入するものでございまして、校務用のコンピュータ（電子黒板用）四式と、校務用コンピュータ二十式、それから図書館管理用コンピュータ四式を購入するものでございます。契約の方法は指名競争入札を採用させていただきました。結果、七百七十九万円で、大垣市船町五丁目二三番地、株式会社中日エイブイシステム、代表取締役 神谷等と契約を締結することといたしました。なお、本契約締結の日から平成二十二年二月二十六日までを納期とさせていただくものでございます。

議案第六十二号、同様に物品売買契約の締結についてでございます。契約の目的は、デジタル変調器、ブルーレイHDD・VHSデッキ等を購入するものでございます。

内容につきましては、ブルーレイHDD・VHSデッキ五台、それから教材提示装置四式、デジタル変調器（放送卓用）四式というものでございます。契約の方法は指名競争入札を採用させていただいております。その結果、契約の相手として、大垣市船町五丁目二三番地、株式会社中日エイブイシステム、代表取締役 神谷等と契約をすることになりました。契約金額としては、九百八十一万七千五百円でございまして、納期は同様にこの契約の締結の日から平成二十二年二月二十六日までとさせていただいております。

議案第六十三号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算（第六号）を定めるについてでございます。現行予算の総額に、歳入歳出それぞれ九百九十一万五千円を追加いたしまして、その予算総額を歳入歳出それぞれ五十億六千八百二十三万千円とするものであります。主な内容は、乳幼児医療費助成金など福祉医療費に二千八十二万四千円、国保会計への保険基盤安定繰出金などの繰出金として五百九十五万二千円、障害者自立支援に七百万などのほかは、職員給与の減額分千六百八十一万五千円などでございます。なお、歳入につきましては、県支出金繰越金などをもって確保をいたしておるものでございます。

議案第六十四号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を定めるについてでございます。現行予算の総額に、歳入歳出それぞれ九千四百九十七千円を追加いたしまして、その総額を歳入歳出それぞれ十九億四千二十九万五千円とするものでございます。具体的には、療養費八千九百二十万円のほかは給与関係で百二十九万七千円というものでございます。歳入につきましては、国・県からの支出金三千五百四十万一千円のほか、一般会計からの繰入金五百九十五万二千円と、基金を四千

九百十四万四千円をもって充当をさせていただくといたしております。

議案第六十五号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を定めるについてでございます。現行予算の総額に、歳入歳出それぞれ二十三万円を追加して、その予算総額を歳入歳出それぞれ六億四千二百二十三万円とするものでございます。これは、職員給与の改定によるものでありまして、歳入は繰越金をもって当てるということにいたしておるところでございます。

以上、六十五号まで御提案をさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いをし、適切な御決定をお願いをして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

大変失礼をいたしました。議案第六十一号の契約金額を間違えて朗読をいたしましたようでございますので、改めて訂正をさせていただきます。契約金額は、七百七十七万円でございます。大変失礼をいたしました。

一、議長 それでは、これより議案第五十九号 もとす広域連合規約の変更についてを先に審議をいたしたいと思います。

議案第五十九号 もとす広域連合規約の変更についての質疑を行います。

一、三番 廣瀬和良君 現行のところの前半の方の一番下に書いてございます第四号第三号の事務と第四号第四号の事務という表がございますが、これは現状は均等割二五%、それから利用者割が七五%となっておりますが、新しくは均等割一〇〇%になるということと理解をしいいんですよね、ここは。そうすると、一〇〇%にする理由というのは何なのかということをお説明願いたいなと思えます。わかりますか。

一、町長 大変恐縮ですけれども、その配分を変更になっておる内容になっておりますか。一般会計へこの二つの会計を移行するだけの内容だと思えます。

一、三番 廣瀬和良君 ちょっとこういう質問をしたんですが、この表の前半の一番下のところに、第四条第三号の事務と第四条第四号の事務は、均等割が二五%、それから利用者割が七五%というふうになっておりました、今度改正案の方に行きますと、一番初めのところに第四条第三号の事務というのは一〇〇%になるんじゃないですかという話をしてる。違うの。解釈間違い。事務の区分として、改正後の方は、第四条第三号の事務、第四条第四号の事務というふうになっていきますよね。この事務というのは、こちらに移ったんですよね。そうすると、第四条第三号の事務というのは均等割一〇〇%になるんじゃないですか、そういうふうには北むんじやないですか。そうすると、均等割一〇〇%というのは北方町にとつてはうれしい話じゃないですか。

一、町長 これは、ちょっと表の見方がよくないんですけれども、例えば右の現行の第四条第四号の事務の養護訓練運営費というのがございますね。それが左の表の二段目、二五%と七五%でございますし、第四条第三号の事務はそのまま事務区分だけを移動させたものでございまして、一般会計が均等割一〇〇%で賄うということが決められておるものから、それぞれの均等割、実績割の比率というものは変更になっておりません。

一、三番 廣瀬和良君 そうすると、現状どおりということですか。そういうことで解釈していいんですか。

一、町長 そうです。つまり、一般会計に、先ほど申し上げましたように、療育と衛生の特別会計を編入してしまうと、ちょっと見方が見にくい表になって大変恐縮ですけれども、会

計を統合させるというだけのものでございまして、その配分、分担方法は従来どおりというふうになっております。

一、三番 廣瀬和良君 了解しました。

一、議長 討論ございますか。そのほかございませんか。

(討論なしの声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第五十九号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決をされました。

日程第八 議案第六十六号について

一、議長 日程第八、議案第六十六号 北方町議会基本条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。廣瀬和良君。

一、三番 廣瀬和良君 北方町議会基本条例制定について、提案理由を説明させていただきます。

議会の運営及び議会活動の基本的事項を定め、議会の行政監察機能を充実させるとともに、町の将来像や課題に対し、町民の意思を的確に反映できる議会を確立する。こういうことによりまして、御承知のように、住民を主役とする地方自治の中では、議会の役割も従来の行政監察機能を使って行政をチェックする、こういう機能のほかに、町の将来像や課題に対し町民の意思を的確に反映させる、こういう新しい役割も大切になってくるんだ、こういうふうにかえます。それらの役割を果たすために、議会の運営及び議会活動の基本的事項を定めて、それを条例化しようとするものでございます。この条例は、二十二年四月一日か

ら施行したいというふうにかえておりました、そんなことで提案説明をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日はこれまでとし、休会中に議案調査を願うことにいたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明十九日から二十一日まで三日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明十九日から二十一日まで三日間を休会することに決定をいたしました。

第二日は、二十二日午前九時三十分から本会議を開き、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午前十時十八分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年十二月十八日

議 長

署名議員

署名議員

